

風営法による規制とクラブカルチャー － 摘発の増加と規制の論理 －

太 田 健 二

四 天 王 寺 大 学 紀 要
大 学 院 第 1 6 号
人文社会学部・教育学部・経営学部 第 5 5 号 2013 年 3 月
短 期 大 学 部 第 6 3 号
(抜刷)

風営法による規制とクラブカルチャー —摘発の増加と規制の論理—

太 田 健 二

2010年末より、関西を中心に風営法違反容疑によるクラブの摘発が続く。クラブとは、DJが選曲し音楽をプレイし、オーディエンスが自由に踊る店舗空間のことである。そもそもクラブは小規模な店が多く、「風俗営業」の許可を取得せずに「深夜酒類提供飲食店」を建前としてイベントごとにレンタルスペース営業することがほとんどだった。法律的にはグレーゾーンながらも、90年代以降広く知られるまでに至る。

本論は、風営法によるクラブの取り締まり強化に対する論点をまとめると同時に、風営法がクラブを規制する論理を再検討するものであり、この事例から文化と規制の現状の一端を明らかにするものである。

キーワード：クラブカルチャー、風営法、規制、コモンズ

はじめに

2010年12月6日の『読売新聞』に「アメ村クラブ初摘発、終夜営業、騒音に苦情…風営法違反容疑」という見出しの記事が掲載された。それによれば、同日未明、大阪府警と南署が大阪市中央区西心斎橋のアメ리카村にあるクラブ2店を風営法（正式名称「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」）違反（無許可営業）容疑で捜索、経営者と店長2人の計3人を現行犯逮捕した。府警によると、アメリカ村には若者が集うクラブが約20店あるが、終夜営業による騒音などの苦情が多く初めて摘発したという。

アメリカ村界限のクラブに足を運んだことがある者ですら、その事件を耳にして多くが驚きの声をあげた。その理由はふたつあるだろう。ひとつには、摘発の理由が風営法違反である点だ。少なからぬ人が風営法はカタカナの「フーゾク」が象徴する性風俗に関わる営業を取り締まる法律だとイメージしており、クラブがそんな法律の規制対象であることを知らないからである。ふたつ目には、「初めて」とあるように、風営法違反で経営者や店長らが逮捕され、クラブが摘発されることが珍しいためである。警察から注意や指導を受けることはあっても、クラブはこれまで風営法のグレーゾーンとして黙認されてきた。だからこそ摘発された店舗だけの個別の原因が噂された。たとえば、記事にもあったように騒音等のトラブルで近隣との関係が余程うまくいっていなかったのではないかな。あるいは、折しも芸能人の覚せい剤事件¹や大学生

¹ 2009年8月3日に元アイドル歌手で女優の酒井法子の夫（当時）が覚せい剤取締法違反容疑で逮捕、

の大麻事件²の余韻もあり、ドラッグが原因ではないかという見方もささやかれた。

たとえば、同12月6日の『産経新聞』では「『朝までいくぜ!!』裏クラブは犯罪の温床 私服警官20人の摘発に客は『クスリ?』」³といった見出し、そして1週間後12月13日の『タ刊フジ』では「壁の落書きは暗号…『ドラッグ温床』裏クラブ 大阪ミナミ・アメ村」という見出しの記事が掲載された。スキャンダラスな「裏クラブ」というレッテルはあまりに一方的で、憶測に基づく「飛ばし記事」だという批判の声⁴もあがったものの、これらはクラブに対する世間のイメージを象徴するものでもあった。メディアは、支配的な文化によるクラブカルチャーへののせんのラベリングの役割を果たし、そのネガティブなイメージはあまりに根強い。

これ以降、現在に至るまで、大阪府警は同容疑でアメリカ村周辺のクラブを10件も摘発してきた⁵。その数は異例といってよい。表1にあるように、新聞報道のあった摘発全19件のうち関西圏は13件を占めており、全国でも抜きん出てクラブの数が多い東京における摘発件数と比べても、その異様さが際立っている。

アメリカ村周辺のクラブに対する取り締まりが強化されていることは、次のような事例にも示唆される。2011年10月28日夜、大阪府警保安課と南署が大阪市消防局などと合同で大阪・ミナミの繁華街にあるクラブに一斉立ち入りし、風俗営業の許可の有無や防火対策の状況を調べたという。クラブへの合同立ち入りも初めてのことであった。この日はクラブやライブハウス計12店に立ち入り、全店で違反を確認。府警は無許可の2店に警告したほか、消防局は避難経路に障害物がある店舗などに改善命令や指示を出した。市環境局は騒音を調べたが違反はなかったという。

なぜ関西を中心にクラブの風営法違反容疑による摘発件数が急増したのか。疑問視する声は早くから上がっていた。たとえば、2010年12月10日からオンライン署名サイト「署名TV」において、岡本拓也を発起人として「風営法におけるクラブ（ナイトクラブ、ダンスクラブ）の取扱の

その5日後に酒井本人も逮捕された事件。それより以前、2006年に彼女が「サイバー・ノリP」として、クラブ「ヴェルファーレ」でDJプレイしている様子が動画共有サイトで紹介され、事件後、そのアクティブな様子は覚せい剤常習の証として解釈、流布されるようになった。

² 2007年に11月に関東学院大学の学生が大麻取締容疑で逮捕されて以来、2008年に入って5月には関西大学、10月には法政大学、慶応大学の学生が逮捕されるといった一連の大麻汚染。大学生の大麻入手ルートのひとつとしてクラブやレイヴが取り沙汰された。

³ 記事では「防音が不十分で住民が騒音被害を訴える。さらには、大麻をはじめとする麻薬所持などの容疑で逮捕された若者が『アメリカ村のクラブで客から入手した』と供述する事件も頻発。これまでは、同店のように無許可で営業する店も後を絶たなかった。今年1月にはクラブ店内で男とトラブルになった男子大学生が殴られ、死亡する事件も発生している」と摘発の要因として、ドラッグのほかに騒音や暴力事件を挙げている。

⁴ 摘発されたクラブの経営者は取り調べ内容について「ヤクザとのつながりであったり、個人的な人間関係やお金の流れを取り調べられました」（FLOOR net #145 / MAR 2011）と述べているように、近隣トラブルやドラッグといった噂された原因が摘発のきっかけではないようである。

⁵ 『朝日新聞』2012年5月16日「クラブじゃ踊れない? 風営法違反、店の摘発相次ぐ」より。

改善を求める署名」⁶が展開。クラブカルチャーを扱うメディアのひとつ『FLOOR.net』では2011年3月号（#145）で風営法とクラブに関する特集が組まれた。また、作家モブ・ノリオは2011年6月29日『東京新聞』夕刊に「ダンスクラブ摘発を考える」と題した論稿を寄せている。

表 1 新聞報道のあった風営法違反容疑によるクラブの摘発（2010 年 12 月 6 日～2012 年 9 月現在まで）⁷

2010.12.6	『読売新聞』「アメ村クラブ初摘発、終夜営業、騒音に苦情…風営法違反容疑」	大阪市中央区西心斎橋「DONFLEX lounge」「CLUB AZURE」	2 件
2011.01.31	『産経新聞』「大阪・ミナミの無許可クラブ 新たに 1 店摘発」	大阪市中央区西心斎橋「ジュール」	1 件
2011.02.06	『産経新聞』「無許可でダンスクラブ営業をした疑いで逮捕」	兵庫県加古川市平岡町新在家「ANSWER」	1 件
2011.03.29	『産経新聞』「アメ村無許可クラブ、経営者ら 5 人逮捕 風営法違反容疑」	大阪府中央区西心斎橋「ルナークラブ」「トライアングル」	2 件
2011.06.14	『産経新聞』「無許可営業の六本木クラブ 3 店舗を摘発」	東京都港区六本木「CRUNK」など	3 件
2011.06.23	『産経新聞』「無許可営業のクラブ摘発」	大阪市中央区宗右衛門「アカシア」	1 件
2011.06.24	『京都新聞』「無許可営業クラブを捜索 府警、容疑で経営者ら逮捕」	京都市木屋町「サムアンドデイズ京都」	1 件
2011.07.08	『産経新聞』「無許可営業容疑でクラブ経営者逮捕」	大阪市中央区東心斎橋「クラブカモン」	1 件
2011.10.19	『産経新聞』「中京のクラブ『バタフライ』無許可営業容疑の経営者ら逮捕」	京都市中京区大黒町「バタフライ」	1 件
2011.12.03	『京都新聞』「クラブ店舗を承認せず増設 五条署、容疑の男逮捕」	京都市下京区四条通小橋西入ル「WORLD」	1 件
2011.12.26	『毎日新聞』「貸しスペース：大阪・南港の年越しイベント中止 府警警告」	南港「クリエイティブセンター大阪」	1 件
2012.04.06	『産経新聞』「クラブを無許可営業、容疑で 8 人を逮捕 大阪・曽根崎署【キタ】」	大阪市北区中崎西「NOON」	1 件
2012.04.16	『読売新聞』「六本木の有名クラブ、営業停止無視…経営者逮捕」	東京六本木「ガスパニックバー」「CLUB99」	2 件
2012.05.14	『産経新聞』「東京・西麻布で無許可クラブ営業 経営者ら逮捕『ダンスとは認識していない』と容疑否認」	東京西麻布「エーライフ」	1 件
合計			19 件

⁶ 後に、Let's DANCE 署名運動へ合流。

⁷ 報道事例が重複する場合は、任意の新聞報道のみピックアップしている。また、摘発に至っていない事例も少なからずある。たとえば、京都のクラブ「WORLD」の 2010 年カウントダウンイベント『WORLDOUT』がホテル南海大阪で開催される予定であったが、大阪府警から風営法の認可が必要となり契約解除。新しくヒルトンホテルと契約したものの、曽根崎警察と府警本部から指導を受けた末に中止勧告。このような事例は表には記載していないことを付記しておく。

こうした流れの中、2012年3月16日、クラブカルチャーやライブハウスの関係者、利用者らでつくる「京都ダンス規制法見直し連絡協議会（準備会）」が風営法の見直しを国に働きかけるよう求めるなどとした要望書を京都府議会の各会派に提出する。要望では「経済活動の場であり、文化発信の場であるクラブを60年以上前に作られた時代遅れの法律で規制している」と指摘する。

また、坂本龍一や大友良英といったミュージシャンをはじめ、いとうせいこう、大貫憲章といったクラブカルチャーとかかわりが深い人物らが呼びかけ人となってLet's DANCE署名推進委員会が立ち上がったのが2012年5月29日。風営法の規制対象から「ダンス」を削除すること、行政上の指導は「国民の基本的人権を不当に侵害しないよう」に努め、「第101国会付帯決議」（衆院1984年7月5日）や「解釈運用基準」（2008年7月10日）にもとづき適正に運用すること、表現の自由、芸術・文化を守り、健全な文化発信の施策を拡充することの三点を請願事項として、年内に10万人分を目標に署名活動を展開している⁸。

これらの動きとほぼ同じ頃、テレビのニュース番組やワイドショーなどでもこの話題が取り上げられるようになっていく⁹。

本稿は、クラブの風営法違反による摘発の増加という事例において、何が問題となっているのかあらためて整理すると同時に、サブカルチャー（あるいは風俗と言い換えてもよい）に対する法的規制の論理の変容を明らかにするものである。

I. クラブ摘発増加の不透明性

風営法によって次々とクラブが摘発されている現状に対し、おおまかにまとめるならばふたつの論点で語られてきた。ひとつは、とりわけ関西ではこれまで黙認されてきたクラブが、ここ最近になってなぜ摘発が頻発するようになったのか。もうひとつは、クラブを規制する法律として風営法は妥当なのか。このふたつだ。前者の問題の背景には、もちろん後者の問題が横たわる。風営法という法律と厳密な意味で照らし合わせるならば、クラブは風俗営業に該当する。したがって、無許可営業は風営法違反で摘発されるのも然りと解釈される。しかし、そうであるならばこれまで黙認されてきた理由は何なのか。なぜ、ここにきて取り締まりが強化されたのか。そこには風営法が恣意的に運用される余地があるという問題が横たわっている。だが、まず前者の論点に対してどのように語られてきたのか、いったんまとめておこう。

「ここにきて、なぜ？」「どうして関西で？」といった問いに対する明快な答えはない。摘発強化の背景があまりにも不透明かつ不明瞭であるため、さまざまな憶測を呼んだ。たとえば、前出のモブ・ノリオは「都構想の一環で、市街から外れた地にカジノやクラブなど〈ナイトシーンを楽しめる特区〉を作りたい橋本知事（筆者注：当時大阪府知事、現大阪市長）は、現在

⁸ 2012 年末時点で署名は 10 万筆を突破した。

⁹ たとえば、『TBS ニュースバード』2012 年 5 月 23 日放送「ニュースの視点：摘発相次ぐ クラブ文化の未来は？」、MBS『ちんぷいぷい』2012 年 5 月 30 日放送「石田 NEWS：クラブのダンス規制問題」、MBS『VOICE』2012 年 6 月 14 日放送「風営法の壁めぐる論争 深夜のクラブ なぜ踊れない？」など。

のアメ村のクラブ摘発について尋ねられ、『風営法の所管は僕』と明かした上で、『やはり（住宅地とクラブとの）地域を分けないといけない』と述べる。知事の弁を信じるなら、彼こそがアメ村のクラブを摘発しまくっている張本人であり、その理由が、都構想に不可欠なカジノの傍にクラブを移すことで、カジノを含む〈ナイトシーン〉特区の価値を高めたい、そのための下準備として、風営法を口実に、街の中心部にある既存のクラブをなくしたい、と解せることになろうか』と述べている。住宅地区と風俗営業地区のセグリゲーションは風営法によって規制されているところであり、クラブの摘発とのかかわりは否定できないが、ナイトシーン特区の構想と結びつけて考えると大阪府下以外の摘発への言及ができなくなってしまう。

磯部涼は、この論点に対して警察権力の複雑な思惑を洞察している。まず、「摘発された店が資金の流れを執拗に調べられていることから、風営法違反は別件であり、『暴対法（筆者注：正式名称「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」）』の強化との絡み」（磯部編 2012: 17）ではないか、という難波のライブ・ハウス「ベアーズ」の店長でもあるミュージシャンの山本精一の発言（『ele-king』vol.6, 2012.07）を引く。磯部によれば、それだけにとどまらず大阪府警は、府が2000年から街頭犯罪件数で全国ワースト1を記録し続けていたことへの対策として、2007年2月に歓楽街総合対策推進本部を設置、ミナミ地区を推進重点地区に指定、11年までに街頭防犯カメラを78台設置した他、推進項目に「風紀・風俗事犯の取締り」を挙げ、風営法違反営業店の摘発を積極的に行っていたという。

そのなかで、2008年3月にミナミのクラブで起きた暴行致死事件に続き、2010年1月に再び起きた暴行致死事件を磯部は取り上げる。同年1月15日の『朝日新聞』は次のように事件の概要を報じている。捜査関係者によると、被害者は7日深夜から8日未明にかけて、アメリカ村のクラブで開かれたイベントに知人と参加。この際、店内で別のグループとトラブルになった。被害者は店外に出たが、付近の路上でグループの一人と再びトラブルになり、男が顔を殴るなどの暴行を加えたという。

ここで磯部は、風営法違反によるアメリカ村のクラブ初摘発の直後、2011年1月20日に行われたミナミ活性化協議会代表者会議に出席した当時の大阪府警本部長の言を引く。

地元の人々は、クラブの深夜の騒音等で迷惑以上に本当に困っている状況であります。また、去年は、クラブの客同士の喧嘩から発展して、傷害致死事件が発生しています。こうしたクラブ営業については、風営法違反というような状況もありまして、去年12月に2店舗摘発致しました。こうした違法な営業につきましては、今年も厳しく取り締まっていきたいと思っています。（磯部編 2012: 21）

磯部は今年2012年8月に出版された『踊ってはいけない国、日本』を編集するにあたり、大阪府警にも取材を申し込んでいる。その際、「（摘発された店は）以前より複数年にわたり同じ形態で営業を続けており、警察も事実上、黙認していたように考えられますが、何故、この時期の一斉摘発に至ったのでしょうか」と質問し、対する府警の回答が次の通り紹介されている。

クラブ営業については、かねてより、深夜から早朝にわたって発せられる大音量の音楽による近隣住民の騒音苦情、夜通しクラブで飲酒した若者によるけんかや器物破損事件あるいはこれら若者が泥酔して寝込んだところを狙う窃盗事件等が絶えなかったことから、当府警察では、平成22年（筆者注：2010年）12月の摘発以前から各クラブに対して継続的に立入りをを行い、風俗営業の許可の取得や深夜における騒音の防止などについて指導・警告を行ってきました。しかしながら、度重なる警告・指導にも拘わらず状況は一向に改善されないばかりか、年々クラブの数が増加し、むしろ状況は悪化する傾向にありました。平成22年1月、クラブの店内で客同士の喧嘩から一方が死亡するという痛ましい事件が生じたため、当府警察としては、指導・警告を無視するクラブに対して一層厳しい態度で臨むこととし、摘発を行いました。（磯部編 2012:18-19, 21）

繰り返されるのは、騒音等の苦情と、そして喧嘩に端を発する暴行致死事件である。風営法の目的と照らし合わせるならば、これこそがクラブ摘発増加の直接的な要因とは到底言えるものではない。むしろ結びつかない。風営法ではなく、生活環境保全条例や暴対法など適切な法令で摘発されるべきではないのか。ともあれ、警察が風営法を厳密に適用して違反営業を摘発する方向で重い腰を上げるきっかけだったのか、浄化と排除の思惑があった上で渡りに船だったのか真意は定かではないが、磯部の指摘するように、暴行致死事件はひとつの引き金となったのは確かだろう。

II. クラブが風営法で規制される理由

クラブ摘発と耳にして、未成年の飲酒や売買春、ドラッグの不法所持などいずれかの理由だろうと思っている人も多い。それはクラブに対する典型的なイメージによるものだが、それぞれに応じた法律、たとえば売春防止法や麻薬取締法違反でクラブという店舗が摘発されたことはない（少なくとも、私が調べた限りでは）。では、クラブという店舗空間がなぜ風営法で規制されているのか。あらためて、風営法の第二条「用語の定義」を見てみよう。

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
- 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合に

のみ客にダンスをさせる営業を除く。)

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)

六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

七 まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。)

風俗営業の定義として8つの営業が挙げられているが、「いわゆるディスコはおおむね三号営業に該当する（注特刑7二五頁）」（蔭山 2008: 122）と指摘されることから明らかなように、クラブもまた三号営業「ダンスさせ営業」に該当すると考えられている。つまり、「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」とみなされる。

そもそも風営法は、1948年に「風俗営業取締法」として制定され、現行法の三号営業である「ダンスさせ営業」は1959年の改正（法律の題名も「風俗営業等取締法」と改めた）においてはじめて規定される。制定当初は、次の三業種を風俗営業として定義していた。

- 一 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業
- 三 玉突場、まあじゃん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

ここから「飲食させる」、「射幸心をそそる」、「接待をする」、「ダンスをさせる」という言葉が風俗営業を定義するキーワードになっていることがわかる。それは、「風営法が対象とする営業は、いわゆる『飲む、打つ、買う』すなわち『飲酒』『射幸』『性』といった、人間の本能的欲望に立脚した歓楽性・享楽性にわたる営業である」（蔭山 2008: 16）ということだ。つまり、「飲食させる」という言葉が「飲酒」、「射幸心をそそる」という言葉が当然「射幸」をあらわし、「接待をする」と「ダンスをさせる」という言葉は「性」と結びついていると解釈できよう。だが、制定当時、風営法の目的を「主として売春や賭博などによって代表される風俗犯罪の発生を未然に防止し、もって善良の風俗を維持することにある」（飛田ら 1974: 27）とした政府の見解が示唆するように、なかでも規制の重点が置かれたのは「性」と「射幸」である。

したがって、三号営業「ダンスさせ営業」の条文に立ち返るならば、「ダンスをさせる」こ

とが規制の大きな理由となっていることがわかる。「ダンスをさせる」ことに対する規制の歴史は風営法制定よりさらにさかのぼる。

日本に西洋のダンスが入ってきたのは明治、欧化政策の象徴である鹿鳴館で開催された舞踏会でよく知られる。西洋式の社交として積極的に評価する向きもあったが、当時の社会通念からすれば、公衆の面前で男女が抱き合って踊る姿は物珍しさに加えて猥褻というイメージが強かった。

成るほど面白しと云わば面白くもあらんが、到底馬鹿げたる所作にして味もなく興もなく、また理窟張りて猥褻なりと言いせば、どこまでも猥褻に相違なし。こればかりは何とか改良の法はなきものか、誠に以って困り切りたる馬鹿踊なり。(『朝野新聞』1884年11月1日)

さらに、1887年の仮装舞踏会における伊藤博文首相と戸田極子伯爵夫人とのスキャンダル¹⁰が追い打ちをかける。この結果、西洋のダンスには猥褻というレッテルが貼られ、大衆化するなかで半ば性的なサービスとしてダンスが提供されることにもつながった。

而して大正十三年頃には、カフェー、バー等に於てすら怪げなレコードの伴奏に合せてステップを踏むものがあるに至った。〔中略〕社交ダンスそのものは勿論何等悪いものではない。それは西洋に於ては老若男女貴賤貧富の別なく、日常茶飯事として行はるゝ一の社会的風習であり、社交の一形式であり、娯楽である。〔中略〕たとへ社交ダンスそのものが、本質的に咎むべきものでないとしても、兎も角男女相擁して踊るのである。風紀上の取締は忽せには出来ない。殊にカフェー、バー等で酔餘女給と客とが踊る等は甚だ以て宜しくない。かうした趣旨から警視廳は、大正十三年九月爾後飲食店においては、來客たと雇女たとを問はず絶対にダンスを禁ずる旨の通牒を出した。これが警視廳が社交ダンスの取締に手を着けた最初である。(重田 1934:169-170)

このように、「ダンスさせ営業」に対する規制は1924年にはじまり、1925年には「取締標準」、1928年には「舞踏場取締規則」と厳しくなっていく。ここに至り、風俗営業としての取締の論理ができあがる。

料理屋、飲食店、カフェー、バー、喫茶店、ダンスホール、遊技場、藝妓屋、待合茶屋、藝妓等の営業は、ふつう風俗営業と稱せられ、多くは警察制限の下にある。之等の営業行為は、それ自體としては勿論直に善良なる風俗を害するものともいへないが、往々にして

¹⁰ このスキャンダルに対して、勝海舟は「鹿鳴館淫蕩時代に於ける甘藷条の建白書」を提出、それまで西洋のダンスに好意的な記事を掲載していた『女学雑誌』さえ「姦淫の空氣」(第六十五号)や「舞踏の利害」(第六十六号)と題した記事で批判した。

密賣淫、賭博等善良なる風俗を害する行為を惹起する動機となり易きが故に、之に對して取締の必要がある。(重田 1934: 17)

「ダンスさせ営業」が規制されるようになった経緯は、以上のようにダンスが「飲む、打つ、買う」のうち「買う」、すなわち「性」にまつわるサービスとしてみなされたことが最大の理由であり、大正末期にまでさかのぼることができるのである。

しかし、あらためて現行風営法に立ち返ると矛盾に思える部分が浮き彫りとなる。実は現在の風営法では「風俗営業」と「性風俗特殊関連営業」に分けてカテゴライズ¹¹されており、「飲む、打つ、買う」のうち「買う」を志向するものは後者「性風俗特殊関連営業」として規制されている。であるならば、前者「風俗営業」を定義するキーワードとして「ダンスをさせる」という言葉は無効ではないのか、という結論が導き出されよう。また、現在のクラブでは、男女が抱き合うように踊るペアダンスというものはほとんど見かけない。クラブのダンスのほとんどが単独で自由に踊るスタイルである。ゆえに、そもそも「性」にかかわるサービスとして規制対象となったダンスとは異なり、風営法における「ダンス」という規制対象は現状にそぐわないもので削除してもいいのではないのか。それが風営法改正を求めるLet's DANCE署名運動の要求の柱でもある。だが、「ダンスをさせる」という文言が風営法から削除されたとして、クラブはその規制から免れるのだろうか。

Ⅲ. 風営法による規制の論理の変化

筆者は、たとえ風営法の規制対象から「ダンス」を削除したとしても、必ずしもクラブはその規制から免れ得ないと考える。その理由は風営法の目的にある。もともと目的は明記されていなかったが、1984年の大幅改正において目的規定が新設され、現在に至る。それは以下の通りである。

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

「善良の風俗」の保持という目的は、風営法制定当初は明記こそされていないものの、戦前の風俗営業を取り締まる風俗警察の頃より想定されていた(重田 1934: 1)。もちろん、そ

¹¹ 1984年7月17日参院地行委における鈴木政府委員答弁によれば、風俗営業と風俗関連営業の違いは、前者が「本質的には国民に社交と憩いの場を与える、そうして健全な娯楽の機会を与えるもの」だが、「不適正に行われると風俗上の問題を引き起こす」営業であるのに対し、後者が「セックスを売り物にする」「もともと売春なりわいせつなりに大変移行しやすい業態」だという。

の言葉が意味するところが曖昧であるため、警察権力の恣意的な運用を招くところはある。しかし、注目すべきは「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」¹²という目的の方である。すでに1968年には「風俗上取締りを必要とする営業について、風俗犯罪その他善良の風俗を乱す行為の行われることならびに青少年の健全な育成を害する行為を防止し、もって社会公共の秩序を維持することにある」（飛田ら 1974: 27）と風営法の目的を論じられていることから、1959年の改正から少年非行の防止が風営法の目的として考慮されるようになったと考えられる。

大幅改正直前の1980年代、「近ごろ少年による非行が異常な増え方をしていて、それを戦後第三番目の波と呼ぶことが、一般化しています。〔中略〕（女子の非行は）最近十年足らずで三倍に増えました」（麦島・坪内編 1982:i）とあるように、少年非行は目に見えて増えていった。少年非行の増加は、無論少年人口の増加という直接的な原因があるものの、同時代の風俗および風俗環境に要因が求められるようになる。

最近、少年を取巻く社会環境は、行き過ぎた営利主義や社会一般の享樂的風潮を背景として、いわゆるセックス産業が増加、多様化する劣悪化の一途をたどっているが、このような事態が刑法犯¹³で補導された少年が4年連続戦後最高を記録し、少年の福祉を害する犯罪の被害少年も3年連続戦後最高となる等少年をめぐる情勢が悪化の一途をたどっていることの大きな要因となっていると考えられている。（米田 1984:77）

つまるところ、享樂的風潮が要因なのである。「享樂」という言葉は、1984年の大幅改正以降の「飲む、打つ、買う」という直接的な基準を緩やかに包括する概念として、風営法の目的解釈をめぐって繰り返しあらわれるようになる。たとえば、「享樂的雰囲気は年少者の健全な育成を阻害することのないよう（傍点筆者）」といったり、「享樂性が過度にわたるおそれのある営業の中で行われるおそれのある売春、わいせつ、賭博等（傍点筆者）」といったように（重田 1934: 71）。それは「おそれ」という可能性をあらわす言葉とセットで、社会的に忽せにはできないものとされる。

具体的には、表2に示すように享樂的・娯樂的営業の増加と多様化が指摘される。夜盛り場を徘徊する等を行う不良行為少年のうち、1983年に補導された者が143万人（5年前の約1.5倍）。とりわけ、当時流行したゲームセンターの約7割が不良少年のたまり場と化していたという。

¹² 警察庁生活安全局の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」（平成 22 年 7 月 9 日）によれば「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為」とは、発展途上にある少年の心身に有害な影響を与え、その健全な成長を阻害する効果をもたらす行為であるという。これも「善良の風俗」同様、曖昧な言葉だ。近年その対象はインターネットにも及び、時代によって目まぐるしく変わる状況に対応する目的もあるのだろう。だが、同時に恣意的運用を招くことは忘れてはいけない。

¹³ 刑法犯少年とは、14～19 歳までの少年で刑法に触れる犯罪をして警察に検挙された人のことで、1980 年代前半では窃盗が一番多い。ただし、刑法犯にはシンナーなどの有機溶剤乱用少年や、家出、不純異性交遊などの不良行為少年は含まない。

また、多様化しながら増加する性産業において、女子が福祉犯の被害者となる事例も3年連続戦後最高を記録した。これに対して大幅改正前の風営法は新しくあらわれた性産業やゲームセンター等を対象としていなかったため、少年をめぐる最近の情勢等に十分に対応することができなくなっていた。それが大幅改正の理由の一つであることは違いない。

表2 少年を取り巻く有害環境の状況（享樂的・娯樂的營業の増加と多様化）（米田 1984）

業種		営業所数 (1983年10月現在)	5年前との比較 (5年前を100とする)
トルコ風呂等	トルコ風呂	1,695	120.4
	マンショントルコ風呂	542	177.1*
ストリップ劇場等	ストリップ劇場	299	98.4
	のぞき劇場等	172	123.7*
愛人バンク等	愛人バンク	106	
	デートクラブ等	590	242.8*
モーテル・ラブホテル等	モーテル（モーテル類似営業を含む）	7,323	125.4
	ラブホテル	4,048	
ビニール本販売店、大人のおもちゃ店等	ビニール本販売店等	4,583	112.1**
	大人のおもちゃ店	1,494	171.1
風俗営業等	風俗営業（7号営業を除く）	101,123	85.6
	深夜飲食店	350,736	136.6
遊技場営業	ぱちんこ屋	11,946	114.7
	ゲームセンター	3,516	201.0

*：1977年との比較、**：1976年との比較

注）1「ビニール本販売店等」は、ビニール本販売店のほかポルノビデオテープ販売店等を含む。

2「ゲームセンター」とは、テレビゲーム機、メダルゲーム機等を設置している遊技場専門店をいう。

ではこの時期、ディスコのような「ダンスさせ営業」はどのようにとらえられていたのか。もちろん、それ以前から風営法で規制を受けていた業態であるから、改正のターゲットとしての新しい業態とは区別される。しかしながら、この時期においては「性」にかかわるサービスとしてではなく、ゲームセンター等と同じように少年非行の温床とみなされていたのである。ディスコは、1978年の映画『サタデーナイト・フィーバー』日本公開によって、「フィーバー」という流行語とともに一躍大ブームとなったことで知られるが、少なくとも60年代後半には新しいスタイルの「ダンスさせ営業」¹⁴が成立していた。これらは戦前の「ダンスさせ営業」とは異なり、10代の少年少女たちが集い、ひとりで自由に踊るスタイルで楽しまれた。警察からすれば、風俗を害するとは考えられていなかったのかも知れないし、これまでと同様に風営法

¹⁴ たとえば、クラブの嚆矢と言われる赤坂の「MUGEN」は1968年にオープンしている。

で取り締まるべきか様子見していたのかも知れない。しかし、70年代半ば頃にはディスコは「非行の温床」とラベリングされる。それを象徴するのがディスコプランナーである四宮達也の言葉である。

「ディスコ」という言葉を耳にされた時、皆さんは、多分、映画の一カットに出てくるような不健全で不良ばかりが集まったダンスホール……といった場所を連想されるのではないのでしょうか。非行の温床と決めつける人もおられるようです。〔中略〕しかし、それとヤングたちの非行とを直結するのは酷というものではないのでしょうか。コンクリートに固められた都会の生活では、ともすれば忘れてしまいそうな人間的接触の喜び、身体を動かし汗を流して踊る喜び、そこに集まる人々の陽気な笑い声が体中で感じられる……、ディスコは、そんな空間なのですから。(四宮 1977: 8-9)

「ダンスさせ営業」に対する規制の論理は、これまでとは変わった。すり替えられたと言ってもよい。その営業は「少年の健全な育成に障害を及ぼす」おそれがあり、「ダンス」¹⁵は（「飲食」を伴うことでさらに）享楽性を過度にわたらせるおそれがある。そこは「非行の温床」となる可能性があるために規制されるのである。1984年の風営法改正において目的規定が新設されたことは、規制対象を再定義する以上に規制の論理をすり替える結果をもたらした。このような論理において規制されるのであれば、たとえ現行風営法の規制対象から「ダンス」が削除されたとしても、クラブはその規制から免れ得ないだろう。すなわち、クラブは享楽性を過度にわたらせるおそれがあり、少年の健全な育成に障害をおよぼすおそれがあるという理由で。

論理のすり替えは、風営法の綻びを浮き彫りにする面も持ち合わせている。風俗営業を規制する上で、構造及び設備の基準が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」（昭和六十年一月十一日国家公安委員会規則第一号）において定められているが、三号営業「ダンスさせ営業」に関わる部分を以下に引用する。

第八条

法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業

- 一 客室の床面積は、一室の床面積を六十六平方メートル以上とし、ダンスをさせるための客室の部分の床面積をおおむねその五分の一以上とすること。
- 二 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。
- 三 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
- 四 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

¹⁵ ここでいう「ダンス」とは、バレエのような「芸術」に比重を置くものでもなく、エアロビのような「スポーツ」に比重を置くものでもなく、阿波踊りのような「伝統芸能」に比重を置くものでもない。「社交」に比重が置かれ、とりわけ男女間の享乐的雰囲気醸成されるものと解釈されている（蔭山 2008:114）。

- 五 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。
- 六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- 七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

客室床面積や騒音・振動の制限は、小規模な店舗が多いクラブにとっては高いハードルになっており、風俗営業の許可を取得せずに「深夜酒類提供飲食店」としてグレーゾーンの営業を行う原因としてしばしば取り沙汰される。ここではその論点は割愛し、第二号「客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること」という箇所に注目して欲しい。実は、これと類似した記述は戦前の「舞踏場取締規則」にもみられる。「外部ヨリ見透シ得ザル構造」である。それは戦前、より遡るならば江戸幕府による悪所の「囲い込み」と同じシステムなのであり、「臭いものには蓋をしろ」という論理に基づいて「公衆」から都合の悪いものを隠ぺいする。日本が急速に近代化を推し進める頃、「公衆」の視線とは西欧列強の視線と同一視されるところもあったろう。とりわけ性に関して寛容な風俗であった日本は、売買春禁止という近代国家としての建前と折り合いをつけるため、苦肉の策としてその論理を採択したとも考えられる。

だが、セグリゲーションと浄化といった現在の方針とこの論理は相容れないものだ。風俗営業が「外部から容易に見通すことができない構造」に制限されるならば、そこが「非行の温床」となるおそれを担保する。さらに風俗営業は見通せないがゆえに、「公衆」からネガティブなイメージを受けやすく、たとえそのイメージが実際とはかい離していても修正は困難となる。したがって、「性風俗特殊関連営業」に該当しない「風俗営業」にこの規定を設けているのは現行風営法の目的と矛盾している。こう指摘できるだろう。

むすび

制定以降60年あまりにわたって30回以上の改正が繰り返されてきた風営法。現状とはそぐわない点や曖昧さに起因する恣意的な運用、さまざまな矛盾や綻びが指摘される。ここ最近の風営法違反によるクラブ摘発問題に対して、どのような解決策が真に妥当なのか、議論を重ねていくべきであろう。

筆者自身、風営法の規制対象から「ダンス」を削除するように求める署名活動に賛同するが、それはあくまでもファースト・ステップだと考える。クラブが何の規制もなく自由に営業できればよいという考えではない。自由であらねばならないのは、利用するオーディエンスの側である。

筆者はこれまで、クラブを音楽的嗜好に基づいて人と人との重層的につながるができるネットワークの結節点として、また利用者によって自由にアレンジ可能なコモンズのような空

間としてとらえられると主張してきた（太田 2009）。ここでいうコモンズとは、「共有のもの」として保有されている空間および設備を意味する。レッシングが指摘するように、コモンズは「多数の人々」にとって「フリー」であることが理想だ。しかし、実際にはコモンズはさまざまに規制を受ける。レッシングは図1のように、法と規範、市場、そしてアーキテクチャという四つの規制のモードを想定する。なかでも、いちばん強大な力を有するのが法であるとする（Lessig 2006）。

本論の風営法とクラブの関係をこの図に当てはめて考えるならば、次のようになる。法による規制とは言うまでもなく風営法によるものだ。市場による規制は、風俗営業という許可を取得したとしてもビル所有者からテナント契約を断られたり、仕方なく高額賃貸料を払ったりすることにあられる（もちろん、それはオーディエンスにも影響が及ぶ）。アーキテクチャによる規制は、風営法によって制限される構造や設備によってあられる。そして、規範による規制は風俗営業という言葉がそもそも有する、あるいは「外部から容易に見通せない構造」によって喚起されるネガティブなイメージにあられる。法は他の三つの規制のモードに影響を及ぼし、さらにコモンズに対する規制を強める。それは風営法によるクラブ摘発の問題でも同様だ。解決の第一歩は法による規制へのアプローチなのだ。

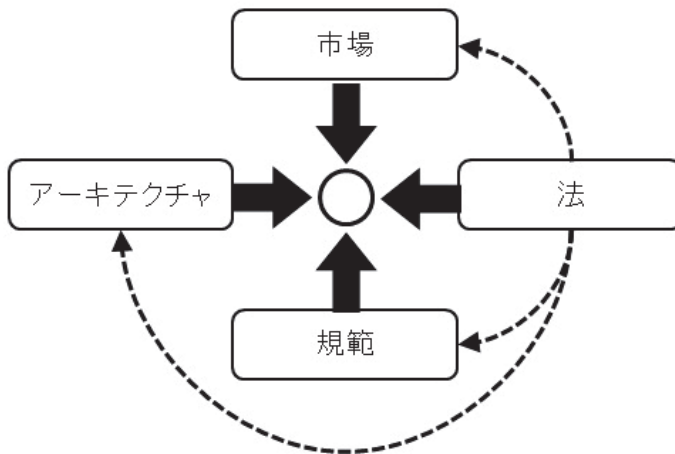


図1 コモンズに対する四つの規制のモード（Lessig 2006 をもとに作成）

望ましいクラブカルチャーのあり様へ進むために、風営法の規制へのアプローチ以外の方向性も併せて考えるべきだろう。たとえば、市場やアーキテクチャによる規制からの自由という点では、無料イベントや無料で利用できるダンス空間の整備などの方向性を検討してもいいだろう。少年非行の防止という目的は、決してダンス空間から少年を排除することのみで達成できるものではない。年少者立ち入り禁止の空間と並行して、子連れでも行くことができる開放的な空間も許容するべきではないか。義務教育の現場において必修となった「ダンス」を発表する場と同時に、音楽を聴いてつい踊り出したくなる衝動を満たす場として、営業ではなくコ

モンズとしてとらえ返す意味もあるのではないか。

この問題は風営法という法的規制を考察するだけで解きほぐせるものではない。メディアによって醸成されるネガティブなイメージ、言い換えれば規範的規制と重層的に検討していくべきだろう。本論では後者について触れることができなかったが、今後の研究課題とするとともに、文化に対する法的規制と規範的規制のメカニズムを明らかにするための継続的研究の積み重ねが必要だと考える。

参考文献

- 土井隆義, 2003, 『〈非行少年〉の消滅——個性神話と少年犯罪——』 信山社.
- 磯部涼編, 2012, 『踊ってはいけない国、日本——風営法問題と過剰規制される社会』 河出書房新社.
- Lessig, Lawrence., 2006, *CODE Version 2.0*, Basic Books. (=2006, 山形浩生訳『CODE VERSION 2.0』 翔泳社.)
- 蔭山信, 2008, 『注解風営法』 東京法令出版.
- 麦島文夫・坪内順子編, 1982, 『非行少女の心理』 有斐閣.
- 永井良和, 1991, 『社交ダンスと日本人』 晶文社.
- , 2002, 『風俗営業取締り』 講談社.
- 太田健二, 2009, 「クラブカルチャーの文化社会学的考察——メディア利用と空間利用という観点から」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』 35:273-291.
- 小川太郎・山根清道・遠藤辰雄・久山昭息, 1958 『新しい少年指導』 一粒社.
- 重田忠保, 1934, 『風俗営業の理論と実際』 南郊社.
- 四宮達也, 1977, 「ディスコ風景」『少年補導』 22(4)
- 飛田清弘・水流正彦・柏原伸行, 1974, 『条解 風俗営業等取締法』 立花書房.
- 米田壮, 1984, 「風俗営業等取締法の一部改正と少年の健全な育成」『少年補導』 344:77-84. (『青少年問題』 31(10):14-23 から転載)

